

（仮称）まちづくり拠点形成計画（検討案）に関する
住民説明会・意見募集について

1 結果の概要

(1) 住民説明会：8回 延べ26名

開催日時	開催場所	参加人数
10月16日（水） 午後6時30分～午後7時15分	牟礼コミュニティ・センター	2名
10月17日（木） 午後6時30分～午後7時30分	井の頭コミュニティ・センター	3名
10月21日（月） 午後6時30分～午後7時00分	連雀コミュニティ・センター	1名
10月22日（火） 午後6時30分～午後7時00分	井口コミュニティ・センター	1名
10月23日（水） 午後6時30分～午後7時30分	三鷹駅前コミュニティ・センター	3名
10月24日（木） 午後6時30分～午後7時00分	新川中原コミュニティ・センター	1名
10月26日（土） 午後2時00分～午後3時15分	教育センター	3名
10月28日（月） 午後6時30分～午後8時20分	大沢コミュニティ・センター	12名

(2) 意見募集：22日間

実施期間	人数
10月15日（火）～11月5日（火）	13名

2 意見等に対する市の回答及び修正箇所

別紙のとおり

※住民説明会における意見等（P1～7）、意見募集における意見等（P8～14）

■住民説明会における意見等に対する市の回答及び修正箇所

No	項目	意見及び質問（要旨）		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
1	目的・位置づけ	三鷹駅前 CC	三鷹市で、なぜこの計画を作るのか。	三鷹市においては、居住の集約を目的にしたものではありませんが、1章「1 背景と目的」のとおり、日常生活圏を基礎とした拠点づくりとそのネットワーク化により、生活の利便性の維持・向上を図るため、本計画の策定を進めているもので、少子高齢化の進展など、将来を見据え、現段階から必要な都市機能等を誘導していくためのものとなります。	－
2		教育C	地方都市で、この計画を策定する意味は分かるが、三鷹市で策定する意味はあるのか。	なお、本計画を策定すると、市街地再開発事業や誘導施設の整備に国等の補助制度が活用できるようになります。	
3		大沢 CC	この計画は、国の示す政策を踏まえて、三鷹市も同じ政策を進めていくものなのか。	三鷹市においては、居住の集約を目的にしたものではないなど、国が示す政策や制度を踏まえた上で、三鷹市としての計画の策定を進めているものです。	－
4		井口 CC	この計画は、土地利用総合計画（都市計画マスタープラン）に含まれる計画なのか。	1章「3 計画の位置付け」のとおり、本計画は都市再生特別措置法、土地利用総合計画は都市計画法にそれぞれ基づくもので、別の計画とはなりますが、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市再生特別措置法第82条のとおり、土地利用総合計画の一部として位置付けています。	－
5		井口 CC	都市機能誘導区域や居住誘導区域は、土地利用総合計画でも改めて位置づけるのか。	都市機能誘導区域や居住誘導区域は、制度上、本計画で位置付けるものとなりますが、拠点の形成の方向性など、土地利用総合計画との整合は図っていきます。	－
6	立地適正化計画制度	教育C	平成26年に創設された立地適正化計画制度とは、どのような制度か。	立地適正化計画制度は、平成26年の都市再生特別措置法改正時に創設された制度で、人口減少や少子高齢化を背景に、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えで、日常生活に必要な施設や住居を誘導する区域を設定し、持続可能な都市構造に見直していくものです。	－
7		大沢 CC	立地適正化計画制度は、都市機能等を誘導するもので、防災に関する取組は関係ないのではないか。	1章「2 制度の概要」のとおり、立地適正化計画では、都市機能誘導区域・誘導施設、居住誘導区域のほか、防災指針と呼ばれる居住等を誘導する上で実施していく防災・減災の取組などを定めていく必要があります。	
8		大沢 CC	羽沢小学校が移転することで、大沢4、5丁目あたりでは、避難所や避難場所が遠くなるなど、誰でも日常生活圏で利便性を享受するという立地適正化計画制度の趣旨と合わなくなるのではないか。	立地適正化計画制度は、地域の拠点等に「日常生活に必要な都市機能」を誘導し、生活利便性の向上を図っていくものとなります。（羽沢小学校が移転しても、その周辺は、国立天文台周辺の拠点であると考えていますので、都市機能誘導区域の設定はなりません。）	－
9	現況課題	井の頭 CC	この計画を策定するにあたり、どのような都市機能が不足しているのかなどの検討を行っているのか。	2章2「（3）都市機能」のとおり、日常生活に必要な都市機能の立地状況等の分析を実施しています。	－
10		井の頭 CC	井の頭は、なぜ地震に関する地域危険度（総合危険度）が高いのか。	地域危険度（総合危険度）は、建物倒壊危険度と火災延焼危険度に、災害時活動困難度を加味して、ランク付けしているものとなります。 井の頭地域は、特に、消防活動等を行う空地や道路ネットワークが不足しているので、災害時活動困難度が高く、そのため地域危険度（総合危険度）が高くなっています。	【P22】 分かりやすくなるように、注記として、総合危険度の説明を追加
11	拠点の設定	牟礼 CC	牟礼地域は、北野の里（仮称）が拠点になるとのことだが、三鷹台等の方が近いのに、なぜ北野の里（仮称）が拠点なのか。	住区（東部）でみると、北野の里（仮称）が拠点になっているという意味です。 ただし、実際の生活圏は住区で定まっているわけではないので、地域によっては、別の住区の拠点の方が近い場合はあると思います。	－
12		新川中原 CC	環境センター跡地については、色々と課題があるが、拠点として、公共施設や交通結節点を整備するのか。	環境センター跡地については、北野の里（仮称）の取組と連携し、古着等のストックヤードやスポーツ施設の整備を含め、跡地の利活用に向けて検討中です。	－
13		新川中原 CC	環境センター跡地の利活用や北野の里（仮称）の方向性が決まっていないのであれば、拠点に位置付ける必要はないのではないか。	拠点は、公共交通軸と合わせて、三鷹市が目指す都市形成の全体イメージを示すものであり、現時点で、将来を見据え、日常生活圏を考慮して設定しているものとなります。 北野の里（仮称）は、外環事業が長期化していますが、「北野の里（仮称）まちづくり方針における当面の重点対応方針」の策定を進めており、課題解決に向けた取組やまちづくりを検討しています。また、環境センター跡地は、北野の里（仮称）の取組とも連携し、検討を進めています。 なお、環境センター跡地周辺の拠点については、周辺の第五中学校や新川中原コミュニティ・センター等も含めて、拠点を形成していくことを考えています。	－
14		新川中原 CC	環境センター跡地周辺の拠点について、地域の核として、新川中原コミュニティ・センターを建替える際に、色々な施設を複合化することは考えられるのか。	新川中原コミュニティ・センターの施設整備の方向性は決まっていますが、「三鷹市新都市再生ビジョン」において、コミュニティ・センターは、地域の核として、他の施設と連携・融合した施設となるよう地域での総合型・融合型の施設づくりを行っています。	－
15	都市機能誘導区域・誘導施設（全般）	井口 CC	都市機能誘導区域を設定する際、区域の面積等の条件は決まっているのか。	都市機能誘導区域は、区域の面積等の条件はありませんが、4章2「（1）都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針」のとおり、交通結節点からの徒歩圏を考慮し、設定しています。	－
16		大沢 CC	都市機能誘導区域の設定方針に、徒歩でアクセス可能な区域設定とあるが、公共施設の再編・集約化により施設が遠くなる場合があるので、矛盾するのではないか。	都市機能誘導区域は、自宅からではなく、交通結節点からの徒歩圏を考慮して設定していくという、設定方針になります。	【P41】 誤解のないように、見出しの表現を「4）交通結節点から徒歩でアクセス可能な区域設定」に修正

No	項目	意見及び質問（要旨）		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
17	都市機能誘導区域・誘導施設（全般）	教育C	どのように誘導施設を設定したか教えてほしい。	誘導施設は、4章2「（1）都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針」に基づき、都市機能別の立地の考え方も考慮に入れた上で、各拠点の特性や、地域のまちづくりの計画等に示されている事業等の方向性、現在立地している都市機能などを踏まえて、設定しています。 具体には、令和5年度に実施した「（仮称）まちづくり拠点形成計画の策定に向けたアンケート」の結果も考慮した上で、4章2「（3）都市機能別の立地の考え方の整理」のとおり、日常生活に必要な都市機能について、市全体をサービス対象とするので中心拠点に立地しているとよいもの、日常生活圏をサービス対象とするので拠点に立地しているとよいもの、拠点よりもっと身近に立地しているとよいものなどを整理した上で、拠点に立地しているとよいものを誘導施設の候補としています。 その上で、この誘導施設の候補のうち、拠点周辺に立地する都市機能を維持する視点や地域のまちづくり等と連携して都市機能を誘導する視点等を踏まえて、誘導施設を設定しています。	【P45】 分かりやすくなるように、参考として、「（仮称）まちづくり拠点形成計画の策定に向けたアンケート」の結果の概要を追加
18		教育C	誘導施設のうち、地域のまちづくりの計画等に示されている事業等と関連するものについて、どのような事業があるのか教えてほしい。	三鷹駅周辺では「“子どもの森”基本プラン」等に基づく市街地再開発事業と関連した公共施設の整備、国立天文台周辺では「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」に基づく新しい小・中一貫教育校等の整備、井口特設グラウンド周辺では「井口特設グラウンド土地利用構想」に基づく医療機関の誘致などの事業を検討しています。	【P49～51】 分かりやすくなるように、参考として、誘導施設に関連する各地域のまちづくりの計画等に示されている事業等の概要を追加（あわせて都市機能誘導区域の図に、事業予定地を表示）
19		教育C	国立天文台周辺の都市機能誘導区域には、学校や学童保育所を誘導施設として位置付けている一方で、市民センター周辺の都市機能誘導区域にも、学校や学童保育所も立地しているが、誘導施設として位置付けていないのはなぜか。	4章2「（3）都市機能別の立地の考え方の整理」のとおり、学校や学童保育所は、学区ごとなど身近に立地しているとよい施設として整理していますが、新設の場合（新たに場所等が変わるもの）のみ、利便性の向上のため、拠点に立地しているとよいと整理し、誘導施設としています。 そのため、新設以外の場合（既存の場所での維持や現地建替え等）は、誘導施設としていません。	【P47、50】 国立天文台周辺の都市機能誘導区域の誘導施設のうち、学校・学童保育所については、既存の施設が区域内に立地しているものの、「新設」する施設としては、立地していないため、●（赤丸）を■（赤四角）に修正
20		大沢CC	誘導施設に「スーパーマーケット」を設定しているが、どれくらいの人が望んでいるのか。	令和5年度に実施した「（仮称）まちづくり拠点形成計画の策定に向けたアンケート」では、164人に回答いただき、国立天文台周辺に限らず、地域拠点にあるとよい施設として、「スーパーマーケット」と回答した比率は63.4%（164人中104人）となっています。	—
21		井の頭CC	誘導施設の「病院」は、規模は関係ないのか。	「病院」は、延床面積等の条件はありません。 なお、病床数が、20床以上は「病院」、19床以下は「診療所」という位置付けになります。	—
22		井の頭CC	三鷹市は「認知症にやさしいまち三鷹」を目指していると思うが、高齢者福祉施設を誘導施設としないのか。	4章2「（3）都市機能別の立地の考え方の整理」のとおり、訪問系や通所系の高齢者福祉施設は、現状の立地状況を踏まえ、拠点よりもっと身近に立地しているのが望ましいとしています。 今後、地域のまちづくり等の検討の中で、必要があれば、誘導施設に位置付けることは考えられると思います。	—
23	都市機能誘導区域・誘導施設（市民センター周辺）	牟礼CC	市民センター周辺の都市機能誘導区域の東側は、なぜ吉祥寺通りまでなのか。	4章2「（1）都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針」に基づき、市民センター周辺の都市機能誘導区域は、交通結節点からの徒歩圏のほか、現在の都市機能（病院等）や公有地の状況等を踏まえて、設定しています。	—
24		教育C	三鷹図書館（本館）は、市民センター周辺の都市機能誘導区域内に立地しているのか。	市民センター周辺の都市機能誘導区域の西側は、用途地域の境界とあわせて、三鷹通りから100mまでとしているため、三鷹中央図書館（本館）は、都市機能誘導区域内に立地しています。	【P48～51】 分かりやすくなるように、都市機能誘導区域の図に、主要な道路名を表示
25		教育C	誘導施設の「文化施設」は、区域内に立地しているとなっているが、どの施設のことか。	教育センター内にある「三鷹歴史文化財展示室（みたかえる）」が該当します。	【P48～51】 分かりやすくなるように、都市機能誘導区域の図に、誘導施設等に関連する公共施設名を表示
26	都市機能誘導区域・誘導施設（三鷹駅周辺）	三鷹駅前CC	三鷹駅周辺の都市機能誘導区域の範囲は、三鷹駅前地区まちづくり基本構想の対象区域と同じか。	三鷹駅周辺の都市機能誘導区域は、「三鷹駅前地区まちづくり基本構想」の対象区域（17ha）に加え、4章2「（1）都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針」に基づき、その周辺の用途地域の指定状況等を踏まえて、設定しています。	—
27		三鷹駅前CC	三鷹駅周辺の都市機能誘導区域に、商業地域だけでなく、第一種住居地域の範囲まで含んでいる理由はあるのか。	三鷹駅周辺の都市機能誘導区域で設定している「大規模商業施設・複合商業施設」などの誘導施設が立地可能な用途地域であるため、第一種住居地域まで含んでいます。	—
28		連雀CC	誘導施設に位置付けている、三鷹駅前の再開発事業により整備を予定する公共施設に、市民の意見等は反映されているのか。	4章2「（1）都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針」に基づき、三鷹駅周辺の都市機能誘導区域の誘導施設は、都市機能別の立地の考え方も考慮に入れた上で、市全体をサービス対象とした公共施設や市内外からの利用が想定される施設のほか、三鷹駅前の再開発事業に関する計画である「“子どもの森”基本プラン」等を踏まえて、設定しています。 また、8章「1 計画の見直し」のとおり、本計画は概ね4年ごとに見直します。その際に、本計画を検証するとともに、地域のまちづくりの状況や社会情勢の変化等を踏まえて、誘導施設等を必要に応じて追加設定していきます。	【P40】 都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針にも、本計画で設定する、地域のまちづくりの計画等に示されている事業等と関連する誘導施設は、今後の事業の具体化や方向性の変更等を踏まえて、見直すことを追加
29		連雀CC	将来を見据えたり、三鷹駅前の再開発事業に関する様々な市民の意見等を考えたときに、現在設定している誘導施設で充分なのか。	なお、「“子どもの森”基本プラン」等については、市民の意見を聴取した上で策定しています。	
30		三鷹駅前CC	都市機能誘導区域にどのような誘導施設を設定するかが、重要になると思うが、三鷹駅周辺ではどのような理由で設定したのか。		

No	項目	意見及び質問（要旨）		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
31	都市機能誘導区域・誘導施設（三鷹駅周辺）	三鷹駅前CC	三鷹駅周辺の都市機能誘導区域の誘導施設のうち、公共施設について、既存の施設を維持していくものが、黒い丸で表示されているのか。	そのとおりです。 なお、「“子どもの森”基本プラン」に基づく市街地再開発事業において、現在整備を想定している施設を赤色で表示しています。	—
32		三鷹駅前CC	三鷹駅周辺の都市機能誘導区域の誘導施設に「ホール」を設定しているが、市民に必要な施設なのか。必ずしも三鷹市で設置する必要はなく、近隣自治体のものを使えるようにすればよいのではないか。	誘導施設の「ホール」は、「“子どもの森”基本プラン」に基づく市街地再開発事業において、現在整備を想定している施設として、設定しています。 なお、三鷹駅前の市街地再開発事業で想定している「ホール」については、市民センター周辺に立地する公会堂のあり方も含めて、検討しています。	—
33	都市機能誘導区域・誘導施設（天文台周辺）	大沢CC	4つの拠点で都市機能誘導区域を設定しているが、国立天文台周辺の都市機能誘導区域の図だけ縮尺が異なるのはなぜか。	都市機能誘導区域は、交通結節点から徒歩でアクセス可能な区域で設定しているため、羽沢小学校周辺と天文台敷地北側ゾーン周辺のそれぞれの交通結節点からの徒歩圏をその目安として表示しており、この徒歩圏が分かる縮尺の図面としています。	—
34		大沢CC	国立天文台周辺には、天文台敷地北側ゾーン周辺と羽沢小学校周辺から徒歩圏の円が2つ示されているが、2つの日常生活圏があるということか。	徒歩圏の円は、日常生活圏を示しているものではなく、都市機能誘導区域を設定する際の交通結節点からの徒歩圏をその目安として表示したものとなります。	—
35		大沢CC	国立天文台周辺だけ、都市機能誘導区域が2つに分かれているのはなぜか。	国立天文台周辺の拠点では、天文台敷地北側ゾーン周辺（北側の都市機能誘導区域）における新しい小・中一貫教育校等の整備と、羽沢小学校周辺（南側の都市機能誘導区域）における天文台通り沿道や羽沢小学校敷地へのスーパーマーケットの誘導等を想定しており、事業の内容やスーパーマーケットが建築できる用途地域の指定状況などから、都市機能誘導区域が2箇所に離れています。 ただし、2箇所の都市機能誘導区域は、ともに「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」に関連する事業等を含むため、1つの都市機能誘導区域として扱います。	【P46、50】 国立天文台周辺では、2箇所の都市機能誘導区域を設定しているが、ともに「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」に関連する事業等を含むため、1つの都市機能誘導区域として扱うことを追加
36		大沢CC	国立天文台周辺の都市機能誘導区域の誘導施設で、図書館が赤い四角となっているが、西部図書館は都市機能誘導区域内ではないのか。	西部図書館は、都市機能誘導区域内に立地していません。 なお、「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」で示すとおり、都市機能誘導区域内の天文台敷地北側ゾーンに移転を検討しているため、誘導施設に設定しています。	—
37	都市機能誘導区域・誘導施設（井口特設グラウンド周辺）	井口CC	井口特設グラウンド周辺の都市機能誘導区域は、井口特設グラウンドや井口コミュニティ・センターだけでなく、西側の住宅地や南側の道路沿道等を含んでいるが、なぜこの範囲で設定しているのか。	4章2「（1）都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針」に基づき、井口特設グラウンド周辺の都市機能誘導区域は、現在の都市機能の立地状況（スーパーマーケット）や用途地域の指定状況（誘導施設が立地可能な用途地域であること）等を踏まえて、設定しています。	—
38		井口CC	井口特設グラウンド周辺の都市機能誘導区域において、近接して病院が立地しているにも関わらず、誘導施設に「病院」を設定しているのは、なぜか。	「井口特設グラウンド土地利用構想」において、感染症対策と災害時医療の両面から市内医療体制の充実・強化を図るため、医療機関の誘致を図っていくことを示しており、本計画では、この構想を踏まえて、「病院」を誘導施設に設定しています。	—
39		井口CC	井口特設グラウンド周辺の都市機能誘導区域の誘導施設は、他に設定する必要があるものがないか、協議したのか。	4章2「（1）都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針」に基づき、井口特設グラウンド周辺の都市機能誘導区域の誘導施設は、都市機能別の立地の考え方も考慮に入れた上で、現在立地している都市機能のほか、「井口特設グラウンド土地利用構想」を踏まえて、設定しています。 また、8章「1 計画の見直し」のとおり、本計画は概ね4年ごとに見直します。その際に、本計画を検証するとともに、地域のまちづくりの状況や社会情勢の変化等を踏まえて、誘導施設等を必要に応じて追加設定していきます。	—
40	居住誘導区域	大沢CC	居住誘導区域から除外する区域の図で、点線の円で土砂災害特別警戒区域と示しているが、この点線の円の中が除外されるのか。	居住誘導区域から除外するのは、点線の円の中で赤色で塗られている土砂災害特別警戒区域に指定されている区域となります。	【P55】 誤解のないように、居住誘導区域から除外する区域の図で、点線の円を削除し、土砂災害特別警戒区域をすべて引き出し線で表示
41		連雀CC	居住誘導区域の検討にあたり、将来、どの地域に空き家等が増えていくかなどの分析は行っているのか。	本計画の策定にあたり、2章2「（1）人口」のとおり、地域別の将来人口の分析や、2章2「（2）土地利用等」のとおり、空き家の状況の把握等を実施しています。	—
42		三鷹駅前CC	将来、空き家等が増加する地域など、この計画で居住を規制するエリア等を定めることはできるのか。	制度上は、居住誘導区域への住宅の立地誘導を図るため、居住誘導区域外に「居住調整地域」という都市計画を指定し、住宅を対象に、立地を抑制することは可能です。 ただし、三鷹市は、ほぼ全域が市街地であり、将来的にも大幅な人口減少が見込まれているわけではないため、居住を規制する地域の設定は想定していません。	—
43		大沢CC	立地適正化計画制度には、誘導する手法と規制する手法があるが、居住誘導区域から外れる地域などには、規制をかけるのか。	なお、本計画で設定する居住誘導区域は、区域外であれば、届出が必要になってくる場合がありますが、居住を規制するものではありません。	
44	誘導施策（拠点形成）	教育C	市民センター周辺の都市機能誘導区域で、市庁舎・議場棟の建替え以外で、想定している事業等はあるのか。	市庁舎・議場棟の建替えに合わせて、周辺公共施設との一体的な整備についても検討していく予定です。	—

No	項目	意見及び質問（要旨）		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
45	誘導施策 （拠点形成）	連雀 CC	都市機能誘導区域や誘導施設に位置付けると、都市計画の緩和が可能になると思うが、三鷹駅前の再開発事業により整備する公共施設で活用を考えているのか。	容積率の緩和については、本計画のみでできるものではなく、別途都市計画制度を活用する必要があり、三鷹駅前で検討している市街地再開発事業では、高度利用地区と地区計画を指定し、高度利用地区により容積率の割増を行う予定です。 なお、6章2（1）「4）①都市計画の適切な見直し」のとおり、今後、必要となる誘導施設を誘導する際に、容積率等の緩和ができる都市計画制度を活用する可能性はあります。	—
46		三鷹 駅前 CC	三鷹駅前周辺の都市機能誘導区域では、容積率を緩和していくのか。		
47	誘導施策 （居住環境形成）	連雀 CC	土砂災害特別警戒区域など、居住誘導区域外に住んでいる方に対して、居住誘導区域内への移転等を積極的に誘導するのか。	本計画では、届出が必要になってくるものもありますが、居住誘導区域外であっても、居住を規制したり、移転を促進するものではありません。 そのため、居住誘導区域外からの移転に関する三鷹市の補助金等については、現在は考えていません。	—
48		井の頭 CC	防災だけでなく、防犯上の観点から、空き家等に関する対策を位置付けてほしい。	6章2（2）「5）①空き家等対策の推進」のとおり、「三鷹市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適正管理や利活用の促進等に取り組むことを位置付けています。 また、6章2（2）「5）②空き地対策の推進」のとおり、今後必要に応じて、本計画に関連する低未利用土地（空き地・空き家等）に関する制度の活用も検討していくことを位置付けています。	—
49		連雀 CC	将来、空き家等が増えていく地域について、対策は検討しているのか。		
50	誘導施策 （交通ネットワーク形成）	井口 CC	井口特設グラウンドは、どのような交通結節点となるのか。	6章2（3）「1）③交通結節点の整備」のとおり、「交通ネットワーク全体構想」に基づき、井口グラウンドを交通結節点とし、路線バス（三鷹駅方面、大沢方面）や市民センター周辺へのアクセスをスムーズにしていくとともに、AIデマンド交通等の乗り継ぎが効率的にできるように整備していくことを検討しています。	—
51		井口 CC	西部住区の住民は、武蔵境駅を利用することが多いが、AIデマンド交通で武蔵境駅まで行けるようにできないのか。	AIデマンド交通は、地域内の生活を支える交通となり、三鷹市外の鉄道駅までの交通は、路線バスが担っていくものと考えています。	—
52		大沢 CC	AIデマンド交通は、混んでいて乗れない、乗ってる人が多く狭い、市民センターまで行かない、日曜日は利用できないなど、利用しにくい点が多くある。	AIデマンド交通は、予約が取れないといった課題に対応するため、10月から1台追加しています。なお、イベント開催時には日曜日も利用できます。現在は、実証運行中のため、色々と検証し、本格運行につなげていきます。	—
53	防災指針 （地震災害）	井の頭 CC	地震災害時の延焼火災などへの対策を位置付けてほしい。	7章「4 防災・減災まちづくりの具体的な取組」の「建築物等の倒壊や火災による被害のリスクの低減」に記載のとおり、建築物の不燃化や延焼防止のためのオープンスペース等の整備・確保に向けた取組などを位置付けています。 なお、井の頭地域では、都市計画として、一定規模以上の建築物の建築等の際に、燃えにくい構造・材料とすることを義務付ける、準防火地域を指定しています。	—
54		連雀 CC	地震災害時の延焼火災などへの個別建物の具体的な対策は、この計画の中で示されるのか。	7章「4 防災・減災まちづくりの具体的な取組」については、関連する別の計画等を踏まえて、位置付けていますので、その計画に基づき具体的な対策は進めていくことになります。	—
55	防災指針 （水害）	井の頭 CC	水害対策については、河川整備や止水板設置工事の助成等が示されているが、これで充分なのか。	7章「4 防災・減災まちづくりの具体的な取組」の「水害による被害のリスクの低減」に記載のとおり、東京都が実施する河川整備以外にも様々な取組を位置付けています。 なお、本計画では、関連する別の計画等で位置付けのある防災・減災まちづくりの取組を、本計画でも位置付けていますが、新しい取組が行われれば、改定時に本計画にも位置付けていきます。	—
56		大沢 CC	大沢4、5丁目あたりは、水害等の課題が挙げられているが、その課題に対する対策は考えていないのか。	国立天文台周辺地域の取組は、7章「4 防災・減災まちづくりの具体的な取組」の「災害時においても都市機能が維持できる高い防災性を有する都市の構築」における「1）②国立天文台敷地北側ゾーンにおけるあらゆる災害に対応できる防災拠点の整備」としても記載していますが、令和6年10月に策定した「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」で示すとおり、天文台敷地北側ゾーンを中心に地域の共有地「おおさわcommons」を創出する中で、震災・風水害などあらゆる災害に対応できる防災拠点の整備を検討するものとなっています。 また、三鷹市では、洪水浸水想定区域に風水害時の避難所（指定緊急避難場所）を指定することは考えていませんが、市民自らの安全対策・避難行動につなげていただくため、早めの高齢者等避難、避難指示などの発令に留意しているとともに、「水害による被害のリスクの低減」における「1）⑫野川周辺における浸水深を視覚的にできる表示物の設置の検討」や「1）⑭野川周辺における緊急退避時の避難経路の検討・周知」などの取組も位置付けています。 なお、羽沢小学校は、洪水浸水想定区域にあるという理由だけで移転するのではなく、国立天文台周辺地域の総合的なまちづくりの観点から進めているものとなります。	—
57		大沢 CC	羽沢小学校の移転が前提になっているが、まずは水害対策を考えるべきではないか。		
58	防災指針 （土砂災害）	新川 中原 CC	中原は、国分寺崖線の斜面等、防災上の課題があるが、宅地開発はできないようにするなど、この計画に基づく対策はないのか。	中原地域の斜面等は、土砂災害特別警戒区域の指定はなく、既に住宅等も立地しているため、居住誘導区域外とすることは想定していません。 ただし、7章「4 防災・減災まちづくりの具体的な取組」の「土砂災害による被害のリスクの回避・低減」における「1）①東京都と連携した規制指導等の実施」のとおり、切土盛土を行う場合やまちづくり条例等の対象になる場合は、開発事業等に対して指導等を行っていきます。	—
59	目標値	牟礼 CC	目標値において、三鷹駅周辺における「都市機能誘導区域内の誘導施設の立地割合」の基準値が10/11となっているが、どのような意味か。	三鷹駅周辺の都市機能誘導区域における誘導施設は、11施設ありますが、そのうち、区域内に立地している誘導施設（赤色・黒色に関係なく、丸で示す誘導施設）が10施設立地しているという意味になります。 なお、対象となっている誘導施設が、都市機能誘導区域に1つでも立地していれば、その誘導施設は立地していると判断しています。	—

No	項目	意見及び質問（要旨）		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
60	目標値	三鷹駅前CC	目標値において、「地区計画の地区数」は、目標を達成するために、指定を想定している2地区はあるのか。	地区計画は、地域のまちづくりや大規模な土地利用転換に関連して指定していますが、この目標値では、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業と国立天文台周辺地域の取組に関連する指定を想定しています。	－
61		三鷹駅前CC	目標値において、「コミュニティバス乗車数」と「地域内交通乗車数」は、基準値と短期の目標値に大きく差があるが、実現可能なのか。	「コミュニティバス乗車数」と「地域内交通乗車数」の短期の目標値については、第5次基本計画の目標値を踏まえて設定しています。	－
62		三鷹駅前CC	目標値において、「雨水浸透ますの設置数」の目標値は妥当なのか。	「雨水浸透ますの設置数」の目標値については、これまでの実績を考慮して設定しています。	－
63		三鷹駅前CC	目標値について、水害に関する指標が「雨水浸透ますの設置数」だけだが、グリーンインフラの活用等の取組が必要ではないか。	指標は「雨水浸透ますの設置数」のみとしていますが、グリーンインフラに関する取組については、7章「4 防災・減災まちづくりの具体的な取組」の「水害による被害のリスクの低減」における「1）⑤緑地等の保全による雨水流出の抑制」として位置付けています。	－
64	届出	大沢CC	届出に対して市で許可したり、規制したりするものなのか。	届出は、行政庁に対して、通知する行為となります。 そのため、三鷹市が許可をするものではなく、届出をすれば、該当する建築・開発行為等は行うことができます。 また、届出に関して、規制があるわけではありません。	－
65		教育C	都市再生特別措置法に基づく届出については、届出に対して市の許可を受けるものなのか。		
66		教育C	都市再生特別措置法に基づく届出は、誘導施設の動向等を把握するために行うものなのか。	そのとおりです。 届出の際は、必要に応じて、関連する施策や災害リスク等の情報提供などを行う予定です。	－
67		井の頭CC	誘導施設の「スーパーマーケット」は、幹線道路沿道など、都市機能誘導区域外に立地してるものもあるが、新たに建築する場合は届出が必要になるのか。	都市機能誘導区域外で、誘導施設を建築等する場合、届出は必要となります。	－
68	補助金	教育C	立地適正化計画を策定すると、国の補助金等が活用できるのか。	様々な補助メニューがあるので、一概に要件をお伝えすることはできませんが、例えば、本計画で設定した誘導施設を、三鷹市が公共施設として整備する場合などには、国の補助金等が活用できます。	－
69		教育C	市が国の補助金を活用するための要件などはあるのか。		
70		井の頭CC	民間事業者が誘導施設を整備する場合、補助金などはあるのか。	公有地等を活用して誘導施設を整備する場合などに限られていますが、国による補助制度はあります。 なお、三鷹市による補助等の制度はありません。	－
71		井口CC	井口特設グラウンドに誘致する病院に対して、活用できる補助金はあるのか。		
72		教育C	庁舎の建替えにも国の補助金は活用できるのか。	庁舎については、建物の長寿命化に向けた調査等を実施している段階であり、建替えや補助金の活用については、今後検討していきます。	－
73		連雀CC	都市機能誘導区域や誘導施設に位置付けると、国の補助金の嵩上げ等があると思うが、三鷹駅前の再開発事業により整備する公共施設で補助金の活用を考えているのか。	三鷹駅前で検討している市街地再開発事業では、この再開発事業に対する国等の補助金の嵩上げのほか、三鷹市が床を取得して誘導施設に設定した公共施設を整備する場合などに国による補助制度があります。 ただし、市街地再開発事業の内容が確定していないため、国の補助金をどこまで活用できるかは、今後の検討次第となります。	－
74		井の頭CC	井口特設グラウンドに誘致する病院に対しては、補助金を活用するのか。	井口特設グラウンドに誘致する病院については、立地適正化計画に係る補助金の活用は考えていません。	－
75		新川中原CC	環境センター跡地に複合公共施設等を整備する場合、補助金の対象となるのか。	環境センター跡地については、都市機能誘導区域・誘導施設を設定した上で、誘導施設を整備する場合に、国による補助制度の対象となります。	－
76		教育C	この計画に基づく補助金を活用した事例はあるのか。	三鷹市ではまだ計画を策定していないため、補助金を活用した事例はありませんが、現在検討している三鷹駅前の市街地再開発事業における公共施設の整備や国立天文台周辺地域の学校の移転整備など、本計画に基づく事業において、国の補助金を活用することを検討しています。	－
77	説明会・周知	教育C	計画（検討案）に関する説明会の参加者は何人くらいか。	住民説明会は、各コミュニティ・センター（以下、CC）で1回、教育センター（以下、教育C）で1回の計8回開催しており、参加人数は、牟礼CC2名、井の頭CC3名、連雀CC1名、井口CC1名、三鷹駅前CC3名、新川中原CC1名、教育C3名、大沢CC12名で、計26名となります。 住民説明会の周知については、市ホームページ、市報（10/6号）、X（旧Twitter）への掲載のほか、市役所やCCへの開催案内の掲示、土砂災害特別警戒区域（居住誘導区域外）に近接する地権者への開催案内の投函等により行いました。	【更なる周知のための対応】 住民説明会や意見募集の意見を踏まえて、計画（案）の作成を進めているため、計画（検討案）から記載内容等が変更になる可能性がある旨を明示した上で、住民説明会・意見募集の実施後も、以下の方法で計画（検討案）の更なる周知を行っています。 ①市ホームページの計画（検討案）の掲載継続 ②市役所窓口・市政窓口・CC、図書館・市民協働センターへの計画（検討案）の設置 ③上記の計画（検討案）の閲覧に関する市報（11/17号）及びX（旧Twitter）への掲載
78		大沢CC	これまでの説明会の参加者は何人くらいか。		
79		大沢CC	説明会の参加人数が少ないが、周知する気がないのではないか。		
80		教育C	計画の本冊については、三鷹市のホームページでしかみれないが、計画や届出制度などは、きめ細かな周知が必要だと思うので、図書館に設置してもらえるとよい。	パブリックコメントの実施に向けて、今後の対応を検討します。 なお、本計画の検討案に関しては、計画の要点等が伝わるように概要版を作成していますので、ご参照ください。	
81		教育C	今後実施するパブリックコメントの期間中に、計画の本冊をすべて読むのは難しいので、時間的ゆとりを持って計画を周知してほしい。		

No	項目	意見及び質問（要旨）		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
82	天文台周辺の取組（全般）	大沢 CC	「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」が策定されたというが、市の方向性が決まっただけで、国立天文台とはまだ合意していないので、すべてが決まってからこの計画を策定するべきではないか。	本計画は、令和6年10月に策定した「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」に基づく、現時点での方向性を踏まえて策定を進めています。 なお、8章「1 計画の見直し」のとおり、本計画は概ね4年ごとに見直します。国立天文台周辺地域の取組の方向性に変更等があれば、本計画についてもあわせて見直していく予定です。 国立天文台周辺地域の取組については、「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」を踏まえて、今後「国立天文台周辺地域土地利用整備計画」等の策定を進めていきますが、引き続き、市民説明、意見交換、情報発信に取り組み、多様な世代の様々な立場の方からご意見をいただきながら進めていきます。	【P40】都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針にも、本計画で設定する、地域のまちづくりの計画等に表示されている事業等と関連する誘導施設は、今後の事業の具体化や方向性の変更等を踏まえて、見直すことを追加
83		大沢 CC	羽沢小学校を移転し、新しい小・中一貫教育校を整備することや、羽沢小学校の敷地に商業施設等を誘致することは決まってない段階で、この計画を策定するのか。		
84		大沢 CC	国立天文台周辺が地域の拠点であるという認識はないし、市民等が考える地域特性と市が考える地域特性に差異がある。まちをつくっているのは住民である。「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」策定後も、地域住民と意見交換して取組を進めてほしい。		
85		大沢 CC	現在の住まいから、羽沢小学校までは5分だが、大沢台小学校までは降雨時は40分かかることもあり、羽沢小学校は今の場所に残してほしい。		
86	天文台周辺の取組（避難所）	大沢 CC	大沢住区の防災上の課題図で、大沢4、5丁目あたりに、水害時に避難所まで距離のある地域があるといった課題や主要な道路が浸水するといった課題が示されているが、水害時の避難所を指定する予定はないのか。	垂直避難等の「屋内安全確保」については、居住者等が「自らの確認・判断」でとり得る避難行動で、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等にあつては、施設等自体が浸水するおそれがあるため、少なくとも「家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域や、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に存してないこと」や「一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（例：電気・水等の使用ができなくなるおそれ）が許容できること」等の条件が満たされている必要があるとされています。 また、風水害時の避難所（指定緊急避難場所）の指定にあつては、内閣府から「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」が示されており、①管理条件（管理体制や非難スペース等）と②立地条件（「安全区域」に立地（＝洪水浸水想定区域に立地していない））を満たすことが前提となっています。一方、①管理条件とあわせ、③構造要件（施設の構造や高さ等）を満たす場合に、弾力的な運用として法的には指定が可能となるものと認識しています。 三鷹市では、法の趣旨を最大限尊重するとともに、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」をもとに、立地条件は、災害発生時にその危険性が及ばない「安全区域」であることが求められているということが基本であるという原則に基づいて、洪水浸水想定区域内の施設指定を解除しました。洪水浸水想定区域内に風水害時の避難所（指定緊急避難場所）を再指定する予定はありません。 なお、市民自らの安全対策・避難行動につなげていただくため、早めの高齢者等避難、避難指示などの発令に留意しているほか、今後、機会を捉えて、民間施設等に対して、避難所の協定締結を目指すとともに、調布市と連携を図りながら、避難所開設情報を共有し、市民に提供するなどの対応を一層推進していきたいと考えています。	—
87		大沢 CC	なぜ、洪水浸水想定区域に水害時の避難所を指定できないのか。		
88		大沢 CC	羽沢小学校や大沢コミュニティ・センターは、浸水想定区域内だが、浸水深はそんなに高くないので、浸水深以上の高さの部分を避難所にできないのか。内閣府のガイドラインでも、浸水想定区域に避難所を指定できることになっている。		
89		大沢 CC	市民の命を守るためにも、市の考え方を变えて、浸水想定区域に避難所を指定することは考えないのか。		
90	その他	教育C	計画策定に向けた今後のスケジュールを教えてください。	令和7年1月にパブリックコメントを実施し、3月に計画策定の予定となります。	—
91		教育C	「都市機能」とは何かが分かりづらい。	「都市機能」とは、公共も含む、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスのことを指しています。	【P2】分かりやすくなるように、注記として、都市機能の説明を追加
92		教育C	「誘導」という表現は、法律等に位置付けられているものか。この計画の「誘導」とは、どのような内容か。	「誘導」については、都市再生特別措置法でも使われている表現となります。	—
93		大沢 CC	日常生活圏は、一般的な徒歩圏である800mや高齢者の徒歩圏である500mといった徒歩圏を想定しているのか。	日常生活圏については、明確な範囲はありませんが、2章2「（7）コミュニティ」のとおり、これまで三鷹市で進めてきたコミュニティ・まちづくり施策の単位であるコミュニティ住区を想定しています。	—
94		新川 中原 CC	多摩地域においても、学校の統廃合や複合化等により、市民の利便性が下がるといった事例もあるが、公共施設の再編・集約化についてどのように考えているのか。	三鷹市内の公共施設は、その多くが更新時期を迎えています。が、人口減少などを踏まえると、全ての施設を同様に建替え、将来にわたって維持していくことは、財政面を含め、困難な状況にあり、新たな時代を見据え見直していく転換期にあります。	—
95		新川 中原 CC	国として、公共施設の再編を進めているから、三鷹市も進めているのか。	その中で、「三鷹市公共施設等総合管理計画」や「三鷹市新都市再生ビジョン」において、施設の魅力向上や維持保全コスト・管理運営コストの削減等を図るため、施設や地域の状況にあわせて、配置の見直しや施設の集約化等を進めていく方向性などを示しています。国が示す政策や制度を踏まえた上で、公共施設整備とまちづくりを連携して、取組を進めています。	

No	項目	意見及び質問（要旨）		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
96	その他	井口 CC	今後は、近隣自治体と連携することが重要だと考えるが、この計画を広域で策定することはできないのか。	複数の自治体で広域的に立地適正化計画を策定することも推奨されていますが、近隣において、既に計画を策定している自治体もあれば、まだ検討していない自治体もあるなど、進捗は様々となっています。 3章「3 三鷹市の目指す拠点と公共交通軸のイメージ」のとおり、分散ネットワーク型の都市の実現のために「周辺都市との連携」を位置付けており、6章2（1）「3）①都市機能の誘導等に向けた周辺都市との情報共有」とも関連して、近隣自治体と情報交換等を行いながら、本計画の策定を進めています。 なお、防災の面でも、調布市や府中市、狛江市と連携し、避難者カードの統一や避難所開設情報の共有など、広域的な取組を進めています。	—
97		大沢 CC	三鷹駅、吉祥寺駅、武蔵境駅など、武蔵野市と同一の生活圏であるし、近隣自治体と連携して取組を進めていく必要があるのではないか。		
98		連雀 CC	三鷹駅前の市街地再開発事業における道路の付け替えは、この計画と関係なく、都市計画決定すればできるのか。	道路の付け替えは、本計画とは直接関係なく、廃止を含め、市街地再開発事業の中で、合意形成を図りながら、検討していくことになります。	—
99		井の頭 CC	これまで三鷹台駅周辺で行ってきた取組は、この計画に反映されているのか。	6章2（1）「2）②歩きたくなるまちづくりの推進」や6章2（3）「1）③交通結節点の整備」において、これまで取り組んできた、三鷹台駅前広場の整備による交通結節点の機能強化や、駅前広場空間の活用によるにぎわいの向上など、本計画にも関連する取組については、引き続き、誘導施策として位置付けています。	—
100		新川 中原 CC	国としては、いつまで立地適正化計画制度やこれに関する補助金制度を進めていくのか。	国の考えは分かりかねますが、三鷹市としては、立地適正化計画制度等を活用し、長期的な視点で日常生活圏を基礎とした拠点づくりとそのネットワーク化に取り組んでいく予定です。	—

■意見募集における意見等に対する市の回答及び修正箇所

同じ方の意見でも、内容により項目を分けて整理（分けるのが難しいものは、主な内容の項目に整理）

No	項目	意見 ※基本的には原文のままですが、趣旨を変更しない範囲で修正		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
101	目的・位置づけ	意見書	自治体は、魅力あるまちづくりやイベント実施を続け、未来への投資と いって借金を増やす。立地適正化計画は、都市の避けられない人口減 少、高齢化、財政ひっ迫に対して、コンパクトシティ化を推進ないし準 備せよ、そのため人口を誘導する地域と誘導しない地域をわけると、国 土交通省が自治体に促すものである。自治体の政治家主導の派手なまち づくりプロジェクトに対し、立地適正化計画は、長期視点で地味で事務 的な仕事である。両者は簡単に折り合わない。	三鷹市においては、１章「１ 背景と目 的」のとおり、公共施設の再編・集約化 と合わせた、日常生活圏を基礎とした拠 点づくりとそのネットワーク化により、 生活の利便性の維持・向上を図るため、 本計画の策定を進めているもので、少子 高齢化の進展など、将来を見据え、現段 階から必要な都市機能等を誘導してい くためのものとなります。 なお、三鷹市においては、居住の集約 を目的にしたものではありませんが、国 が示す政策や制度を踏まえて、三鷹市と しての計画として策定を進めているもの です。	－
102		意見書	説明会資料概要版を見て即座に考えたのは、先般改正された地方自治法 の、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生する恐れがある場合 に、国が自治体に対して指示権を行使できるとする条項の存在があるか らだろうとの思いです。近年の三鷹市行政の諸対応を見るにつけ、その 思いが強まります。義務教育学校の実施を強硬に推し進めようとするのも、人口減少を見越してとの国策であり、しかし義務教育学校制度制定 時、児童数と教育施設の顕著なアンバランスなどが発生する地域を念頭 に置いたものとの見解を示しているにもかかわらず、都市部自治体である三鷹で敢行しようとするのもその一例であろうと。説明会当日の資料 によれば、今回の計画の目的は人口減少や自然災害、公共施設の老朽化 であると。これは、苦肉の労作と読みました。		
103	都市機能 誘導区域 ・誘導施設 （全般）	意見書	近くに子供の遊ぶ、学ぶ場所がありません。パートなので学童保育所へ は入れず、歩いてでは遠い牟礼のコミュニティセンターも子供はいない。 学校で習い事ができたり(送迎しなくても1人で行けるので)と、学童 以外に子供の足で徒歩15分以内に児童館があると、放課後や長期休みの 時など利用したい。共働きが多くなり、子供も少なくなってきたので、子育てしやすい環境があると自然と人が集まってくると思います。	４章２「（３）都市機能の立地の考 え方」において、児童館は、日常生活圏を サービス対象とする施設として、拠点へ の立地や、コミュニティ・センター等と の連携・融合化を検討することを示して います。いただいたご意見については、 今後の検討の参考にさせていただきます。 なお、三鷹市では、学校で放課後等 に、子どもの居場所づくりの場として、 文化・スポーツ活動の体験や自由遊び等 ができる「地域子どもクラブ事業」など に取り組んでいます。	－
104	都市機能 誘導区域 ・誘導施設 （市民セン ター周辺）	意見書	市民センター周辺の都市機能誘導区域の指定範囲がとても広く、なぜこ のように広い地域にするのか分かりませんでした。	４章２「（１）都市機能誘導区域・誘 導施設の設定方針」に基づき、市民セン ター周辺の都市機能誘導区域は、交通結 節点からの徒歩圏のほか、現在の都市機 能（病院等）や公有地の状況等を踏まえ て、設定しています。	－
105	都市機能 誘導区域 ・誘導施設 （天文台周 辺）	意見書	本冊第４章都市機能誘導区域・誘導施設のP42（２）都市機能誘導区域を 設定する拠点の選定の項で示されている、都市機能誘導区域を設定され る地域拠点となっている【国立天文台周辺】は、今回設定されていない 他の地域と同様に、都市機能誘導区域の設定を外すべきである。理由は 以下の２点。 ・ 天文台周辺の都市機能誘導区域における誘導施設を、【新設する学 校】としているが、これはまだ決定された訳ではなく、現時点で、市議 会において住民よりの陳情が続いていて議論がなされているもので、こ れを誘導施設として掲げるべきではない。今この計画の検討を進めるの であれば、大沢地区では、現存する羽沢小や大沢台小を残した場合の地 域拠点についても併記すべきである。 ・ 学童保育所の学校併設は分かるが、「図書館（分館）、集会交流施設 を学校と共に利便性向上のため、（地域の核として）拠点に立地してい るのが望ましい。また学校や他の施設との連携・融合化を検討する。」 という内容からは、現在、検討されている「天文台周辺まちづくり計 画」の中で計画されているものから着手されると容易に推測される。羽 沢小の近くに大沢コミュニティセンターがあり、大沢台小の近くに西部 図書館がある。これらが、地域拠点に現在立地していることを明記すべ きで、本冊P46の表にある、国立天文台周辺の都市機能誘導区域の学校と 図書館は、●：区域内に立地している誘導施設（維持・充実等）のマー クに変更すべきである。	国立天文台周辺の都市機能誘導区域や 誘導施設は、令和６年10月に策定した 「国立天文台周辺地域土地利用基本構 想」を踏まえて、設定しています。 なお、８章「１ 計画の見直し」のとお り、本計画は概ね４年ごとに見直しま す。国立天文台周辺地域の取組の方向性 に変更等があれば、本計画についてもあ わせて見直していく予定です。 また、誘導施設は、都市機能誘導区域 内に誘導、もしくは都市機能誘導区域 内で維持等していく施設となりますが、大 沢台小学校や西部図書館は、設定してい る都市機能誘導区域内に立地していま せん。 ４章２「（３）都市機能別の立地の考 え方の整理」のとおり、学校や学童保 育所は、学区ごとなど身近に立地してい るとよい施設として整理していますが、新 設の場合（新たに場所等が変わるもの） のみ、利便性の向上のため、拠点に立地 しているとよいと整理し、誘導施設とし ています。 そのため、新設以外の場合（既存の場 所での維持や現地建替え等）は、誘導施 設としていません。	【P40】 都市機能誘導区域・誘導施設 の設定方針にも、本計画で設 定する、地域のまちづくりの 計画等に示されている事業等 と関連する誘導施設は、今後 の事業の具体化や方向性の変 更等を踏まえて、見直すこと を追加 【P47、50】 国立天文台周辺の都市機能誘 導区域の誘導施設のうち、学 校・学童保育所については、 既存の施設が区域内に立地し ているものの、「新設」する 施設としては、立地していな いため、●（赤丸）を■（赤 四角）に修正
106	都市機能 誘導区域 ・誘導施設 （井口特設グ ラウンド周 辺）	意見書	井口特設グラウンド周辺の計画について、病院が計画されていますが、 隣接する武蔵野市を視野に入れば、医療機関の設置状況は少なくはな いと思いますので、病院の計画に疑問を感じます。	「井口特設グラウンド土地利用構想」 のとおり、感染症対策と災害時医療の両 面から市内医療体制の充実・強化を図る ため、医療機関の誘致を図っています。	－
107	居住誘導 区域	意見書	[【参考】誘導区域の根拠]の中に、大沢２丁目～野川公園に接する所ま での大きな楕円が、土砂災害特別警戒区域という線で説明されている。 これらの楕円の意味するところは、何か？この図には、[居住誘導区域 （境界根拠）]と題して、居住誘導区域から除外する区域であると明記さ れているので、点線楕円内は、将来的にも居住誘導区域から外す可能性 があることを検討されているのか回答されたい。	居住誘導区域から除外するのは、点線 の円の中で赤色で塗られている土砂災害 特別警戒区域に指定されている区域とな ります。	【P55】 誤解のないように、居住誘導 区域から除外する区域の図 で、点線の円を削除し、土砂 災害特別警戒区域をすべて引 き出し線で表示
108		意見書	「国立天文台周辺地域のまちづくり」は、大沢４、５丁目を居住調整区 域にする施策なので、見直しを要求すべきである。	「居住調整地域」は、居住誘導区域外 に、都市計画として指定し、住宅を対象 に、立地を抑制する制度であり、居住誘 導区域には指定できません。 なお、三鷹市は、ほぼ全域が市街地で あり、将来的にも大幅な人口減少が見込 まれているわけではないため、土砂災害 特別警戒区域や工場等のみが立地してい る地域などを除き、居住誘導区域から除 外することは想定していません。	－

No	項目	意見 ※基本的には原文のままですが、趣旨を変更しない範囲で修正		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
109	誘導施策 （拠点形成）	意見書	本計画の現状分析は、「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省）に従っている。しかし、具体的な取り組みは、まちづくりプロジェクトなどで予定の項目を当て込んでいる。立地適正化計画の用語を使っているが、都市機能誘導区域にまちづくり計画の公共施設を割り当てるだけでは誘導できない。	6章2「（1）拠点の形成に向けた施策」のとおり、事業等と連携した都市機能の誘導のほか、都市機能の誘導に向けた制度等の活用などの施策を位置付けています。	—
110	誘導施策 （居住環境形成）	意見書	本計画は、立地適正化計画制度の手引きに沿った現状分析に、三鷹市の既存のまちづくり計画等の取り組みを足しているだけである。本計画側でも居住誘導区域に対して何をすべきかを考えるべきである。	6章2「（2）質の高い居住環境の形成に向けた施策」のとおり、生活利便性の向上や良好な居住環境の保全・創出に向けた施策などを位置付けています。	—
111		意見書	島屋敷通りが危険すぎる。車通りが多いのに狭すぎる。歩道も片側しかないので危ない。以前ガードレールに突っ込んだ車があるがいまだにまだガードレールの修理が終わっていない。坂道なので高齢者や子供が安全に通れる道路にしてほしい。	6章2（2）「3）②安全な歩行環境の構築」のとおり、バリアフリーに配慮した道づくりや交通安全対策等に取り組むことを位置付けています。 いただいたご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。	—
112	防災指針 （課題図）	意見書	本冊第7章防災指針P77の図に点線で囲まれている部分は、何を指しているのか分かりにくい。P77の（3）住区別の防災上の主な課題 には、大沢住区南側に、水害と土砂災害、土砂災害・水害の区域を指して、課題の解説が書かれてあり、更に羽沢小や大沢コミセンを含む4丁目、5丁目が大きく楕円で囲んである。	防災・減災まちづくりの取組の検討や市民自らの安全対策・避難行動につなげていただくため、7章2「（2）災害リスク分析」において、水害や土砂災害に関する課題等がみられる主な地域を点線で示しています。	【P79】 分かりやすくなるように、防災上の課題を図で整理している理由を追加
113	防災指針 （取組全般）	意見書	具体的な取り組み(88ページ以降)には、取り組みの実施部局名、実施年度、目標値がない。進捗評価と周期的見直しのため明記すべきである。	7章「4 防災・減災まちづくりの具体的な取組」の表のとおり、実施時期は短期（令和9年まで）・中期（令和13年まで）・長期（令和17年まで）で示しています。 なお、継続的に実施・支援していく取組が多いため、実施時期を長期として示しているものが多くなっています。 また、8章2「4）防災・減災のまちづくりに係る目標値」のとおり、基本計画とも整合を図り、評価指標や目標値を設定しています。 取組の担当部署については、追加します。	【P88～91】 防災・減災まちづくりの具体的な取組について、三鷹市の担当部署を追加 【P88～91】 分かりやすくなるように、防災・減災まちづくりの具体的な取組について、実施時期を失印に修正
114	防災指針 （水害）	意見書	本冊P71に示されている図に関して、凡例がページの半分ほどを占めているが、肝心の上の図の中、の、浸水予想区域の浸水深の分布がまるで見えないくらい小さい。P20に示されている位の、凡例と図の割合にすべきである。	「浸水深×建物（階数）」の図について、修正します。	【P73】 分かりやすくなるように、「浸水深×建物（階数）」の図の大きさを修正
115		意見書	立地適正化計画では、現状分析として、人口の現状と将来予測だけでなく、高齢者徒歩圏500m圏内の（指定緊急）避難場所、浸水想定区域に垂直避難が困難な建物がどこにいくつあるかまで多数の分析を行う。大沢4、5丁目では、徒歩500m圏内に水害時の避難所がない、大水害時に垂直避難が困難な建物が100軒以上ある、避難路になる天文台通りや古八幡前の市道、大沢グラウンド通りが大水害時に通行できなくなるなどの課題がある。これを考慮すれば、指定緊急避難場所を早く坂下に指定しなおす、羽沢小の浸水対策を急ぐ、垂直避難が困難な一般住民の避難計画をたてる、羽沢小を今の場所に維持するなど早急に取り組むべきである。	国立天文台周辺地域の取組は、7章「4 防災・減災まちづくりの具体的な取組」の「災害時においても都市機能が維持できる高い防災性を有する都市の構築」における「1）②国立天文台敷地北側ゾーンにおけるあらゆる災害に対応できる防災拠点の整備」としても記載していますが、令和6年10月に策定した「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」で示すとおり、天文台敷地北側ゾーンを中心に地域の共有地「おおさわ commons」を創出する中で、震災・風水害などあらゆる災害に対応できる防災拠点の整備を検討するものとなっています。 また、市民自らの安全対策・避難行動につなげていただくため、早めの高齢者等避難、避難指示などの発令に留意しているとともに、「水害による被害のリスクの低減」における「1）⑫野川周辺における浸水深を視覚的にできる表示物の設置の検討」や「1）⑭野川周辺における緊急退避時の避難経路の検討・周知」などの取組も位置付けています。 三鷹市では、洪水浸水想定区域に風水害時の避難所（指定緊急避難場所）を指定することは考えていませんが、今後、機会を捉えて、民間施設等に対して、避難所の協定締結を目指すとともに、調布市と連携を図りながら、避難所開設情報を共有し、市民に提供するなどの対応を一層推進していきたいと考えています。 なお、図に表示している垂直避難が困難な建物については、住宅以外の用途の建物や、倉庫・車庫等の小規模な建物も含みますので、ご留意ください。	【P73】 誤解のないように、注記として、垂直避難が困難な建物についての補足説明を追加（あわせて、本文も、垂直避難が困難なことが懸念される建物の立地について、「多く」から「まとまって」に修正）
116		意見書	P72の6）水害（道路途絶の可能性）に《浸水深×主要な道路》の図が示されており、天文台通りは「避難や緊急車両等の通行が困難となる可能性がある」としている。大沢4丁目、5丁目の住民にとっては、風水害時の避難所は大沢台小及び第七中である。距離的には2km程度と遠く、最大規模降雨（153mm/時、690mm/24時）の状況下、通行困難な天文通り（距離1km）を徒歩で移動することになり、非常に危険です。住民が安全、安心に暮らせるための方策を立てたのちに「まちづくり拠点形成計画」を策定すべきです。		
117		意見書	野川周辺の安全確保と、住民の無理のない避難対策を考えてください。住居から近い所、羽沢小や大沢コミセンを施設の改善も含めて検討願います。		

No	項目	意見 ※基本的には原文のままですが、趣旨を変更しない範囲で修正		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
118	説明会・周知	意見書	（仮称）とされている、「まちづくり拠点形成計画」という名称のうち、「まちづくり」を使うべきではない。説明会でも意見が出たが、「まちづくり」は、住民と行政が協働で、そこに住む住民が安心して暮らせるためにはどのような方策が良いのか、じっくりと腰を据えて意見交換したり検討したりするなどしたうえで創り上げるものである。市民参加を促す為の広報の方法さえ不十分で、三鷹市全体で26名しか参加がなかった。26名のうち、12名は最終日大沢地区での説明会の参加者で、残りの7会場での参加人数の総計14名のうちの7名は、全会場に参加された市議お一人の参加数と聞いた。「立地適正化計画制度による拠点整備の検討」というのが、実態を表していると考えている。		
119		意見書	市の説明会の呼びかけを本気でしていない。7か所14名、大沢は12名。夏のパネル展も夏の暑い中で行われた。市民に説明したと言える程度。市内全コミセン・小学校でパネル展を行うべき。子どもたちは保護者、先生にゆとりをもって接した方が安心だと思います。羽沢小・大沢台小、みんないい子どもです。大きな変化はストレスになります。		
120		意見書	今回の三鷹市の説明会開催は、住民に対する十分な予告があったとはいえず、開催したことの既成事実を作るための措置としか思えず、許しがたいことです。「まちづくり」の内容が住民の日常生活に関わることである以上、法定事項としての通常の聞き取り以上に、十分な事前の情報提供をしたうえで行わなければならないにもかかわらず、あえて目立たなくしたのか否かは不明ですが、市報にほとんど気づかないような記事として開催通知を載せ、結果的に参加者は極めて少ない人数であったことは極めて遺憾です。大沢コミュニティセンターでの説明会は、一部の市民がこれに気づき、あわてて周辺の市民に広めたおかげで、それでも12名しか参加できなかったことを思うと、他の会場で参加者1～3名という現実を、市民の関心の低さと評価することはできず、ましてやこれで「市民の意見は聴取した」などとすることは許されることではないことを確認していただきたい。私どもは天文台の自然を守る運動をしている立場から、この検討案の基本的位置づけには疑問を抱きます。国立天文台との利用協定は、相互に未だ検討中で、決定には至っていない段階のはずであるにもかかわらず、広報等にも「策定」という用語を使ってあたかも天文台の敷地は三鷹市の物であるかのように説明しているため、多くの市民に天文台が自由に使えるのは良いことだとの誤解に基づく認識を持たせています。仮に「策定」が天文台側に提示する案を決めたことを意味するに過ぎないというなら、一般人への説明である広報に、そのことを明記すべきです。参加者が少ないことを以って、説明会未成立として、各地で再度開催するべきです。もし参加者少数でも説明会は実施したとして処理するならば、三鷹市への市民の不信感はますます募ることになります。三鷹市政はいつから、誰のミスリードで、このような処理をするようになったのでしょうか。		
121		意見書	10月28日の説明会の告知は十分だったとは言えません。住民にしっかりと知らせる努力をさらにしていただくようお願いします。		
122		意見書	10月28日の説明会に参加し、参加者の少なさに愕然としました。すでに開催された他の地域での説明会が1～3名の参加者だったという事実を市側がどのようにとらえているのか、行政が市民の権利を無視した大問題と考えます。その原因が事前の周知不足であることは、市の説明を担当された職員の方々には十分ご存じのはずです。参加者が、市報で見つけられなかった、もっと丁寧にお知らせすべきだったのではないかと交々意見を申し述べたからです。何を危惧して、市民に知らしめないようにしているのか、市の側の真意を知りたいと、帰り際の参加者の声でした。説明会は参加者不足で実施されなかったと同然ですから、再度の開催を求めます。		
123		意見書	まちづくり拠点形成計画の意見募集と説明会について、市民の声を広く聞こうという姿勢が不足している。 ①広報みたか2024. 10. 6号に掲載されたが目立たず、期間も10/15～11/5と非常に短い。 ②各説明会場の参加者数を確認したところ、大沢コミセンは12人、教育センターは3人、他の会場は合計14人という。参加人数の少なさは、市民への説明が成されたとは言えない人数		
124		意見書	計画を策定するにあたっての「広報」に対する対応について疑問を感じます。本計画に関連した事前アンケートの実施については、図書館等に掲示されていたようで、回答者数が多かったようですが、本計画に対する説明会の住民の参加状況はどのような状況だったのでしょうか。本計画の住民の理解が十分進んでいるのか疑問に感じます。		
125		意見書	資料の閲覧が、担当課の窓口とインターネットでしか可能ではなく、計画の理解が十分にできなかった現状もあったように感じます。市民生活に直接関係する計画ですので、概要版だけでも図書館やコミュニティセンター等市民が容易に資料に接することのできる場所に配布していただけるとより資料に接し易くなったと思います。		
126	天文台周辺の取組（全般）	意見書	学校の統廃合ありきが前提で、羽沢小、大沢台小、七中の生徒たちの声を十分に聞いていない（子どもの意見表明権否定）。また、保護者、地域住民の意見を尊重する基本的姿勢が欠落している。防災の面でも十分な説明が成されていない。まちづくりは住民参加が基本、行政のワンサイド上意下達は民主主義に反すると考えます。再検討を市民として願っています。	住民説明会は、各コミュニティ・センター（以下、CC）で1回、教育センター（以下、教育C）で1回の計8回開催しており、参加人数は、牟礼CC2名、井の頭CC3名、連雀CC1名、井口CC1名、三鷹駅前CC3名、新川中原CC1名、教育C3名、大沢CC12名で、計26名となります。 住民説明会の周知については、市ホームページ、市報（10/6号）、X（旧Twitter）への掲載のほか、市役所やCCへの開催案内の掲示、土砂災害特別警戒区域（居住誘導区域外）に近接する地権者への開催案内の投函等により行いました。 なお、本計画は、三鷹駅周辺における「“子どもの森”基本プラン（令和5年2月）」や国立天文台周辺における「国立天文台周辺地域土地利用基本構想（令和6年10月）」、井口特設グラウンド周辺における「井口特設グラウンド土地利用構想（令和4年12月）」等の地域のまちづくりの計画等も踏まえて、拠点づくりを進めていくものであり、これら地域のまちづくりの計画等の策定の際にも、様々な方法で市民の意見等を聴取しています。	【更なる周知のための対応】 住民説明会や意見募集の意見を踏まえて、計画（案）の作成を進めているため、計画（検討案）から記載内容等が変更になる可能性がある旨を明示した上で、住民説明会・意見募集の実施後も、以下の方法で計画（検討案）の更なる周知を行っています。 ①市ホームページの計画（検討案）の掲載継続 ②市役所窓口・市政窓口・CC、図書館・市民協働センターへの計画（検討案）の設置 ③上記の計画（検討案）の閲覧に関する市報（11/17号）及びX（旧Twitter）への掲載

No	項目	意見 ※基本的には原文のままですが、趣旨を変更しない範囲で修正		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
127	天文台周辺の取組（全般）	意見書	計画の背景と目的には、日常生活圏を基礎とした拠点づくりとあり、説明会で提示された資料では、天文台周辺の大沢地区での日常生活圏は二つ示されていました。そのうち、天文台南側での日常生活圏では現在羽沢小学校がある場所を拠点とし、スーパーなどの商業施設を誘導施設とする計画になっています。羽沢小学校の移転を前提としているようですが、この計画では、概要版にある立地適正化の基本方針と大きく矛盾しており、見直すべきだと考えます。天文台南側の日常生活圏では、学校がなくなり、避難場所及び避難所の確保はできず、基本方針にある防災性の高い市街地環境の実現とはなりえません。誰もが快適に住み続けられるまちづくりや、居住地として選ばれる魅力あるまちづくりへの取り組みにもなりません。むしろ逆効果です。また、アンケート結果も見ましたが、全回答者数は164名、そのうち大沢住区の回答率は7.9%、これで「地域拠点にあるとよい施設にスーパーマーケットが望まれている」と結論づけるのは誤りです。「小学校のかわりに地域拠点にあるとよい施設は？」という質問でもないのに、天文台南側の日常生活圏において、このアンケート結果は参考にも証左にもなりません。本計画の〈国立天文台周辺地域〉案は、『国立天文台周辺地域まちづくり』の土地利用基本構想に沿っているのですが、構想段階であり、市議会でも審議が続き、国立天文台ともまだ協議されていない、未決定の『国立天文台周辺地域まちづくり』を土台に策定を進めること自体、拙速に過ぎます。同意しようもありません。全面的に見直しを求めます。	本計画は、令和6年10月に策定した「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」に基づく、現時点での方向性を踏まえて策定を進めています。 7章「4 防災・減災まちづくりの具体的な取組」の「災害時においても都市機能が維持できる高い防災性を有する都市の構築」における「1）②国立天文台敷地北側ゾーンにおけるあらゆる災害に対応できる防災拠点の整備」としても記載していますが、この構想で示すとおり、天文台敷地北側ゾーンを中心に地域の共有地「おおさわ commons」を創出する中で、震災・風水害などあらゆる災害に対応できる防災拠点の整備を検討するものとなっています。 なお、8章「1 計画の見直し」のとおり、本計画は概ね4年ごとに見直します。国立天文台周辺地域の取組の方向性に変更等があれば、本計画についてもあわせて見直していく予定です。 また、日常生活圏については、明確な範囲はありませんが、2章2「（7）コミュニティ」のとおり、これまで市で進めてきたコミュニティ・まちづくり施策の単位であるコミュニティ住区を想定しています。 ※説明会では、日常生活圏は徒歩圏であるような回答をしていたため、訂正します。	【P40】都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針にも、本計画で設定する、地域のまちづくりの計画等に表示されている事業等と関連する誘導施設は、今後の事業の具体化や方向性の変更等を踏まえて、見直すことを追加
128		意見書	大沢の坂の下4丁目、5丁目に避難所がないのは本当に困る。羽沢小を避難所、避難場所にしたらいいのに。三鷹市の進めていることに納得できません。羽沢小が浸水被害にあうかもしれないと移転計画が持ち上がりました。羽沢小は屋上もあります。2、3階へ逃げれます。ほとんどが木造住宅で浸水したら、住めなくなるかもしれません。野川が越水しないよう、落ち葉で排水溝がふさがらないように、家の周りの落ち葉の掃除をするように声掛けも大切だと思います。とにかく水害対策に力を入れてほしい。羽沢小は大沢の宝、天文台の森も宝で財産です。壊すなんて絶対反対、都市開発が行われないようにと反対運動もあり、ムダな税金を使うなら、子ども手当、シングル家庭に手当をしてほしい。大沢にスーパーなどいらない。羽沢小、天文台北側の森は必要です。私たち大沢住民から奪わないで下さい。子どもたちの通学の安全にも羽沢小、大沢台小2校必要です。子供たちは少人数制の学校の方が心も教育もゆとりができ、先生の目が行き届きます。いま、10代の若者の自死が多く心配しています。子どもたちのことを考えてのことですか？政治の権力だけのようには思います。税金のムダ使い反対。このままでいいです。充分です。羽沢小、天文台の森北側ゾーン、駅前、井口グラウンドもそのままでもいい。税金は、水道管を新しくする、シングル家族に手当、街灯を多くする、防犯カメラの設置、道路の排水溝をふさがないように掃除（住民の周りは住民で掃除し、税金を使わない）。生活が苦しいのに、新しい建物は造らないで税金を安くしてほしい。子どもの心の成長を大切に、ゆとりある教育が将来自立できる大人になると思います。小中一貫も反対。先生の負担が大きすぎる。その人の立場になって考えて。		
129		意見書	これまで天文台から土地を借り、そこに義務教育学校を建てるという話には地域市民の多くが反対し、市議会に陳情するなどの活動をし、市が新学校を作る最大の理由とされる天文台の南側地域にある小学校の水害対策とする点は正当な根拠に乏しいという検証意見もあるにもかかわらず、その点には触れず、なおも小学校の水害を理由に移転見解を改めないことを前提とした、今回の土地利用基本構想ですから、合点がいくはずがありません。しかもまちづくり拠点形成計画には「近年頻発・激甚化する自然災害や公共施設の老朽化への対応」とも掲げられています。防災は市民生活にとって何より大切ですから、大いに進めていただきたいけれども、市がいずれ天文台に移転すると考えている羽沢小学校は、防災が必要な個所から外れているのです。そのため近隣住民の避難所からも外れることで、近隣住民は、大沢地区は市政にとって棄民も同然なのかと、怒りの声を上げています。市の側に立てば、どうせ近い将来壊すのだから、防災措置をしても無駄になるということでしょうか。こうした実害があることを考えても、市の施策に賛成する素材が見つかりません。そもそも「立地適正化計画」という事業は、国の少子高齢化対策等の一環でしょうが、国土全体としての国策を三鷹市が即座に引き受け、市民の困惑は我知らず、助成金さえ入れればよいという考え方を取ることに問題があるのではないのでしょうか。天文台の問題も、実は根っこは同じです。国の研究施設に森はいらない、有効活用すべきという考え方が、蔓延っていますから、小学校移転に反対と市民が叫んでも、市の行政は、国の言いなりに行っているだけとして、何の痛みも感じないことでしょう。しかし研究機関、特に天文台は、静寂と人工的な明るさを避けた環境だからこそ研究が推進できるものですから、「余っている森」ではないのです。私たちは天文台の自然を守ることが、地球環境危機の今の時代の要請であり、また日本の天文学の継続的発展は、国立天文台があつてのことで、これに水を差すことは、市民としてはしたくないという思いで、運動を続けてきました。天文台周辺のまちづくりの一環としての施策には、反対します。	気候変動の影響と思われるこれまでにない強い豪雨や台風などによる風水害が、全国各地で相次いで発生している現状を踏まえ、洪水浸水想定区域に立地する羽沢小学校を天文台敷地北側ゾーンへ移転することについては、浸水のリスクを避けて、子どもたちの安全と教育継続性を確保するために、重要と捉えています。羽沢小学校の跡地利用においても、地域の身近な震災時の一時避難場所としての機能継続を検討しています。 また、天文台の森は、三鷹市民にとっても貴重な財産であると考えており、緑地の保全等に配慮し、新たな施設を整備する範囲をできるだけコンパクトにしながら、植樹・植栽や適切な維持・保全を行うことで、天文台の森（北側）を都市の里山として次世代に引き継いでいけるよう検討していきます。 なお、「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」で示すとおり、国立天文台周辺地域の取組は、防災性の向上のほか、学校教育の充実、交流の場の創出、天文台の緑の保全、買物不便環境の解消など、総合的なまちづくりの観点から進めているものとなります。	
130		意見書	天文台プロジェクトは、大沢のいわゆる坂下（大沢4、5丁目（人口5000人））の日常生活圏から身近な小学校をなくし、水害時に必要な指定緊急避難場所を廃止したままにする。大沢地区は、広い学区に特殊な義務教育学校を新設する（住民は他の小学校を選べない）。既設の西部図書館（1986建築）、羽沢小（1980建築）、大沢台小（1968建築）を解体する。天文台プロジェクトは、計画を公表することによって、大沢4、5丁目への新住民（子育て世代）の流入を減らし既存住民に対して浸水への不安を煽る。羽沢小などのハード面の浸水対策を止めている。また、通学のスクールバスや、坂上への避難の車両を検討中としているが、これは、「天文台周辺のまち」という「括り」そのものに無理があることを示している。立地適正化計画は、人口の維持・誘導のため、既存誘導施設の小学校をできるだけ身近に維持し、居住誘導区域に指定する地域には、安全安心のため、災害リスクを軽減回避する対策を実施（避難路の整備、指定緊急避難場所の配置を含む）としている。		

No	項目	意見 ※基本的には原文のままですが、趣旨を変更しない範囲で修正		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
131	天文台周辺の取組（全般）	意見書	本計画に含まれる、国立天文台北側エリアの開発及び羽沢小学校の移転に反対いたします。以下、主な理由を列挙いたします。 １．野川沿いの水害への対応は大沢台小学校と第七中学校で可能なのではないか。あたかも上記２校では不足であるかのような前提でスタートしているのはミスリードである。また、羽沢小学校の移転によって地震の際の避難所が減少し、地域の災害対応力が低下する。 ２．羽沢小学校跡地へのスーパーマーケットの誘致は決定しているのか。付近に武蔵野の森公園、調布飛行場といった居住不能な区域があり、このような地域に魅力を感じて出店する事業所があるのか疑わしい。誘致する具体的な計画案は市から提示されていない。そもそも、教育と商業を天秤にかけることが適切でない。 ３．天文台敷地内の自然環境の保全について、充分に考慮されていない。伐採エリアを最低限にするなどと説明されているが、人間の出入りが大幅に増えることによる影響が考慮されていない。野鳥を始めとした警戒心の強い動物の生態に悪影響が出るであろうことは容易に想像できる。 ４．天文台研究員との教育連携の中身が示されていない。羽沢小学校は現在の立地でも天文台との交流が容易である。今までできなかった教育が、移転によってできるようになる合理的な根拠がない。そもそも研究員は教育者ではないし、単発のセミナーであればリモートでも可能である。 ５．大沢台小学校をも移転することについて、市民に対して説明がない。跡地の利用についても同様に説明がない。 ６．住民の反対や不安の声にもかかわらず、説明会の頻度も規模も不十分である。市長が市民の前で堂々と説明すべきである。 上記の理由から、ご再考いただきたいと存じます。	気候変動の影響と思われるこれまでにない強い豪雨や台風などによる風水害が、全国各地で相次いで発生している現状を踏まえ、洪水浸水想定区域に立地する羽沢小学校を天文台敷地北側ゾーンへ移転することについては、浸水のリスクを避けて、子どもたちの安全と教育継続性を確保するために、重要と捉えています。また、新たな防災拠点として「おおさわ commons」を整備することにより、防災力の強化を図っていくとともに、羽沢小学校の跡地利用においても、地域の身近な震災時の一時避難場所としての機能継続を検討しています。 羽沢小学校跡地における商業施設の誘致については、買物不便環境の解消と地域の生活利便性を高めるためのものであり、具体的な計画は地域の皆様の声を反映しながら進めます。 天文台の森における自然環境の保全や新たな里山づくりについては、専門家のアドバイスのもと、慎重に検討していきます。 国立天文台との連携については、令和６年10月に「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」として三鷹市の考え方をまとめたところですので、今後これをもとに、国立天文台と具体的な検討をしていきます。 大沢台小学校の移転や跡地利用の方向性については、令和５年９月に公表した「国立天文台周辺地域土地利用基本構想策定に向けた基本的な考え方（案）」で示して以降、市民の皆様に様々な形で周知し、説明会等を行ってきたところです。 今後も継続して、市民説明、意見交換、情報発信に取り組みなど、住民参加のまちづくりを推進し、多様な世代の様々な立場の方からご意見をいただきながら進めていきます。	—
132	天文台周辺の取組（教育）	意見書	天文台の森の一部に市が学校を作る事に反対する。誰がそれを望んでいるのか？市民はまったく理解出来ない。スクールバスには運転手がいない。高額で雇うのか？箱物行政は時代錯誤である。学校を作るにあたって、天文台の教育的価値を言っているが、それならば、三鷹市全ての学童に平等に与えるべき事である。	天文台の森（北側）に学校を整備することにより、自然豊かな学習環境のもと、国立天文台とも連携した質の高い教育環境を提供していきたいと考えています。 また、三鷹市では、各校の地域的特色を活かしながら、好事例を参考にしつつ、三鷹市全体として教育の質の向上に取り組んでいます。 なお、スクールバスなどの通学サポートについても、今後、具体的な案が整理できた段階で、学校や保護者の皆様にもご意見を聴きながら検討を進めていきます。	—
133	天文台周辺の取組（教育）	意見書	現在、三鷹市で進められている、国立天文台北側敷地でのプロジェクトは、義務教育学校を都市部である三鷹市で創設する為の、社会実験の様相を呈している。故に、天文台北側に、新設する学校や図書館などが出来る事を前提とした本計画は、一旦凍結して、今後の天文台周辺の開発問題が決着してから進めるべきである。義務教育学校は、児童数が極端に少ない訳ではない羽沢小や大沢台小を、むりやり統廃合に追いやり、現在も既に私立中への希望者が増えて、進学者が減少している第七中学校と一緒にすることになり、教育的な課題の解決にはならない。市議会や教育委員会等に、重要な教育問題の対策を怠り、新設する施設の魅力にすり替える重大な教育行政の怠慢であることを、教員経験者の一人として、今後も天文台プロジェクトの見直しを建言していくつもりである。	天文台の森（北側）に義務教育学校を整備することにより、自然豊かな学習環境のもと、おおさわ学園として小・中一貫教育のさらなる強化を目指しています。 また、三鷹市では、義務教育学校に関する研究会を立ち上げ、多角的な視点から検討を進めています。 なお、「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」で示すとおり、羽沢小学校は、洪水浸水想定区域にあるという理由だけで移転するものではなく、国立天文台周辺地域の総合的なまちづくりの観点から進めています。	—
134		意見書	三鷹市で行われてきている小中一貫校について、地域の活性化と子どもの教育、教師の働き方、教育の自主性などの観点から、十分な検討がなされているとは言えません。住民や専門家を含めた開かれた検討の場を持ったうえで、学校のあり方と都市づくりを考えていきましょう。羽沢小学校を現地に残すことを都市計画の重要課題に位置づけて頂くようお願いします。子ども・子育てをまちづくりの中心に据えてこそ、人がつながり、地域が発展するのではないのでしょうか。洪水についても、学校が移転しなければならないほどの危険性はあるとは考えられません。そんな危険があるなら、商業施設の設置も無理ではないのでしょうか。		
135		意見書	11ページの人口の推移に関する資料で、今後しばらく人口増加が予測されている地域であるにも関わらず、学校の統廃合が計画されている。	「国立天文台周辺地域のまちづくりを考えるガイドブック」に児童数の将来推計を掲載していますが、大沢台小学校と羽沢小学校は、近い将来１学年１クラスとなることが見込まれており、子どもたちが多様な人間関係の中で学校生活を送れる一定の集団規模を確保することが望ましいと考えています。	—
136		意見書	学校の統廃合により、児童の通学が困難になるにも関わらず、その解決方法の計画が具体的に明確にされていない。	通学距離は、最大２km程度となることから、低学年児童を中心に通学サポートについて、ある程度歩くことの必要性も含め検討しています。 今後、具体的な案が整理できた段階で、学校や保護者の皆様にもご意見を聴きながら検討を進めていきます。	—

No	項目	意見 ※基本的には原文のままですが、趣旨を変更しない範囲で修正		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
137	天文台周辺の取組（商業）	意見書	羽沢小跡地にスーパーの設置を望んでいる大沢地区の住民はどれくらい居るのか。アンケート回答者何人のうち、何人が希望されているのか、具体的な数字を示し、集めたデータを正しく示すべきである。	羽沢小学校の将来的な跡地利用に限定して、実施したアンケートはありません。 なお、令和５年度に実施した「（仮称）まちづくり拠点形成計画の策定に向けたアンケート」（全回答者164人）では、大沢住区にお住まいの方でみると、地域拠点にあるとよい施設という設問に対して、「スーパーマーケット」と回答した比率は84.6％（13人中11人）となっています。 その他、三鷹市産業振興計画2027の策定に向けて実施した「三鷹市の産業に関する市民意識意向調査」（回答者495人/1,000人（無作為抽出））では、大沢住区にお住まいの方でみると、三鷹市に期待する産業振興に係る取組という設問に対して、「住まいから近い範囲（徒歩・自転車・バス等）でほとんどの買物が済む環境整備」と回答した比率が50.0％（52人中26人）と最も高く、次いで「スーパーマーケット等の誘致」と回答した比率が44.2％（52人中23人）となっています。 日頃の買物で困っていることや不便に思っていることという設問に対して、「近くに店がない」と回答した比率が53.8％（52人中28人）と最も高くなっています。 また、これまで地元団体へのヒアリングや説明会を通じて、地域の皆様からはスーパーマーケットの立地や買物不便の解消を求める声を多くいただいています。	—
138	天文台周辺の取組（緑）	意見書	人間が生きるために最低限必要なものは何か？「空気・水」である。天文台の森にはそれがある。東京天文台が三鷹にある事を誇りに思っている。	天文台の森は、三鷹市民にとっても貴重な財産であると考えています。 「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」で示すとおり、天文台の森（北側）を都市の里山として次世代に引き継いでいけるよう、計画的な植樹・植栽や適切な維持・保全を行う方針です。 また、国立天文台や地域の皆様とも連携し、地域の自然環境保全に取り組み、持続可能な形で緑豊かな環境を守り育んでいきます。	—
139		意見書	天文台の森、樹木は可能な限り残すようにして、自然豊かな大沢地区の保存ができるようお願いします。		
140		意見書	温暖化が世界的な問題になっている現状で、緑化や自然保護の問題は、重要な課題であるのに、計画予定地の緑化など自然保護の視点に疑問を感じる。		
141	天文台周辺の取組（防災）	意見書	大沢５丁目は天文台の下にあたり、野川氾濫のハザードマップの中にある。市は、住民の命と財産を守り、減災する義務があるのだから、保水能力のある天文台の木々を研究、整美し、さらに保水力を高める努力をして欲しい。	野川周辺地域は浸水ハザードマップにおいて、洪水浸水想定区域に該当していることから、防災力の強化が重要と認識しています。 今後策定予定の「国立天文台周辺地域土地利用整備計画」において、具体的な対策を検討していきます。 また、「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」で示すとおり、天文台の森（北側）を都市の里山として次世代に引き継いでいけるよう、計画的な植樹・植栽や適切な維持・保全について検討していくほか、雨水浸透の推進などにより、保水力の向上にも取り組みます。	—
142		意見書	この計画が出されて数年経過しているが、羽沢小学校には、止水板等の水害対策をしないのはなぜか。1000年に一度の大水害が児童の生命をおびやかすというのが移転の根拠（たびたび市長が市議会で述べておられる）である。明日にでも、その水害があるやもしれぬのに。	気候変動の影響と思われるこれまでにない強い豪雨や台風などによる風水害が、全国各地で相次いで発生している現状を踏まえ、羽沢小学校では、早期の下校判断や垂直避難の訓練などソフト面での対応を行っていますが、天文台敷地北側ゾーンへ移転することにより、浸水のリスクを避けて、子どもたちの安全と教育継続性を確保するために、重要と捉えています。 なお、「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」で示すとおり、羽沢小学校は、洪水浸水想定区域にあるという理由だけで移転するものではなく、国立天文台周辺地域の総合的なまちづくりの観点から進めています。	—
143		意見書	「すてられた地域と市民」を作ってはならない。大沢４、５丁目の住民は災害時に、身近にかけこむところがない。近くにある小学校はうばわれ、遠いところに行かねばならない。小学校のない地域として、水害で家・土地の値は下がる。土地値下落の風評が立つ前に、他所移転という話さえ聞こえてくる。行政は市民の命と財産を守るのが最大の仕事である。	国立天文台周辺地域においても、市民の皆様との安全と安心の確保を基礎としてまちづくりに取り組んでいます。 「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」で示すとおり、防災性の向上を図るため、「おおさわ commons」を新たな防災拠点として整備するとともに、羽沢小学校の跡地利用においても、地域の身近な震災時の一時避難場所としての機能継続を検討しています。	—

No	項目	意見 ※基本的には原文のままですが、趣旨を変更しない範囲で修正		市の回答	修正等 ※ページ番号は計画（案）
144	天文台周辺の 取組 （避難所）	意見書	P72の5）水害（避難所までの距離）に《浸水深×避難所・要配慮者利用施設》の図が示されているが、そのほとんどが浸水想定区域内にある大沢4丁目、5丁目には風水害時の避難所が設置されていない。令和5年2月には各都道府県宛に内閣府の方から「指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定について」の通達があった。それによれば、「居住者等の安全の確保の観点から、各地域の実情に応じて、災害種別ごとに指定緊急避難場所を指定する必要があると認めるときは、政令で定める基準に適合する基準に適合する施設又は場所を速やかに指定すること」とある。また、その政令は、災害対策基本法施行令 第20条の3 2項ロ「想定されうる洪水等の水位以上の高さに居住者等受け入れ要部分が配置され、かつ、当該居住者等受入れ用部分までの階段その他の経路があること。」が指定緊急避難場所の基準であり、想定される浸水水位が共に50cm内外である「羽沢小」及び「大沢コミュニティセンター」は緊急避難場所として指定すべきである。また、水が引く時間も3時間未満です。上記2施設を指定すれば、それらを中心とし500m圏（高齢者の徒歩圏である半径500m）を描写すれば、大沢4丁目、5丁目はほぼカバーされるはず。10月28日大沢コミュニティセンターで行われた同計画案の説明会上で、指定しない理由を質問したが、「市の方針である」との返答であり、説明になっていない。誌面上で、国からの要請をあえて拒む理由を示していただきたい。	垂直避難等の「屋内安全確保」については、居住者等が「自らの確認・判断」でとり得る避難行動で、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等にあつては、施設等自体が浸水するおそれがあるため、少なくとも「家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域や、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に存してないこと」や「一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（例：電気・水等の使用ができなくなるおそれ）が許容できること」等の条件が満たされている必要があるとされています。 また、風水害時の避難所（指定緊急避難場所）の指定にあたっては、内閣府から「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」が示されており、①管理条件（管理体制や非難スペース等）と②立地条件（「安全区域」に立地（＝洪水浸水想定区域に立地していない））を満たすことが前提となっています。一方、①管理条件とあわせ、③構造要件（施設の構造や高さ等）を満たす場合に、弾力的な運用として法的には指定が可能となるものと認識しています。 三鷹市では、法の趣旨を最大限尊重するとともに、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」をもとに、立地条件は、災害発生時にその危険性が及ばない「安全区域」であることが求められているということが基本であるという原則に基づいて、洪水浸水想定区域内の施設指定を解除しました。洪水浸水想定区域内に風水害時の避難所（指定緊急避難場所）を再指定する予定はありません。 なお、市民自らの安全対策・避難行動につなげていただくため、早めの高齢者等避難、避難指示などの発令に留意しているほか、今後、機会を捉えて、民間施設等に対して、避難所の協定締結を目指すとともに、調布市と連携を図りながら、避難所開設情報を共有し、市民に提供するなどの対応を一層推進していきたいと考えています。	—
145		意見書	[三鷹資料、都市計画基礎調査 令和4年]を基に、水害時の垂直避難が困難な建物を図に示しているが、令和6年11月現在、市議会への住民からの陳情やパブリックコメントなどから、羽沢小や大沢コミセンは、考えられる最大降雨量での シミュレーションでも、敷地内浸水深は0.5m内外で、浸水継続時間も3時間未満と短く、少なくとも2階以上に垂直避難が可能であることが明らかになっている。今後の検討案であるから、最新の知見を取り入れて示すべきである。		
146		意見書	現羽沢小への水害時の緊急避難所場所開設について、市は、浸水想定区域に降りていくと二次災害が危ないという。市行政、市担当の安全第一ということか。1000年に一度レベルの大雨の時、浸水深は、野川沿いの住宅地の一部で最大3m程度、羽沢小は浸水深50cmから1m程度、自宅にとどまれない住民が100世帯以上。住民の安全第一に考えてほしい。二次災害がこわいなら、必要な対策を実施するべきである。2024年8月16日、三鷹市が高齢者等避難を発令したとき、北側の大沢台小、七中に避難した人が、20人くらいだったとのこと。これは、南側の住民に対して北側の遠い指定緊急避難場所が機能しないことを示す。来年の夏は、野川が氾濫するかもしれない。想定外とは言っていられない。		
147	その他	意見書	隣接した行政地域との連携の視点が無いものが多いと感じます。住民は、常に行政地域単位で生活しているわけではなく、行政単位をまたいで生活（移動）しています。三鷹市内のみを視野に入れるのではなく、隣接した行政区画も視野に入れ、行政単位を超えた計画の作成が必要で、このことにより、経費削減になる可能性もあると考えます。	複数の自治体で広域的に立地適正化計画を策定することも推奨されていますが、近隣において、既に計画を策定している自治体もあれば、まだ検討していない自治体もあるなど、進捗は様々となっています。 3章「3 三鷹市の目指す拠点と公共交通軸のイメージ」のとおり、分散ネットワーク型の都市の実現のために「周辺都市との連携」を位置付けており、6章2（1）「3」①都市機能の誘導等に向けた周辺都市との情報共有」とも関連して、近隣自治体と情報交換等を行いながら、本計画の策定を進めています。	—
148		意見書	決定事項でない計画を、あたかも決定されたかのように市民に説明するのは、あたかも市民の意識の操作をするペテンではないか。	今回は、計画（検討案）として説明等を行っており、住民説明会や意見募集の意見を踏まえ、計画（案）の作成を進めています。 なお、「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」は、令和6年10月に策定しており、本計画における国立天文台周辺の都市機能誘導区域や誘導施設は、この構想に基づく現時点での方向性を踏まえて策定を進めています。	
149		意見書	全世界規模の少子高齢化時代ですから、人口減少があつて当然のところ、今人口が増加しているのは三鷹市の大きく公言すべき利点です。森と緑の都市をうたい文句にし、三鷹市にいいイメージを醸成しているのですから、子育て世代はできるなら住みたいものと思うはずです。ならば全国に先駆けて本当の緑の街と謳ったらいかがでしょうか。天文台の緑も、文科行政の研究費削減の締め付けに困窮する天文台を支援するために、土地の賃貸ではなく、市の助力で森の整備をすることにすると、広く宣伝するのです。小学校に防災上の問題があるのであれば、防災工事を進め、類を見ない安心な学校がすぐ近くにありますが、通学に便利ですよ、と宣伝して。現に高齢者が多い大沢の野川沿いやその周辺地域では、居住者が施設等に移ったことで、土地家屋を売却すると、即座に2件の家が建てられる様子が垣間見られます。それならば野川の治水を完遂して、「水害にも安心なまち」を付け加え、子育て世代を呼び込む政策を展開してはいかがでしょう。	三鷹市では、市の最上位計画である「基本構想」において、人と環境が調和した「緑と水の公園都市」をつくることを掲げており、本計画においても、3章「1 目標とする都市像」のとおり、これを都市像として設定しています。 いただいた国立天文台周辺地域の取組等へのご提案については、今後の検討の参考にさせていただきます。	